

議案第 17 号

旧慣による公有財産の使用権の廃止について

下記のとおり公有財産（ため池）に係る用水使用権を廃止したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 6 第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 2 日提出

熊取町長 藤原敏司

記

1. 名 称 源太池
2. 所 在 地 泉南郡熊取町野田一丁目 2147 番 1, 同番 2
3. 地 目 ため池、堤塘
4. 地 積 1,411 m<sup>2</sup>

提案理由

ため池としての利活用がなくなり大池土地改良区から廃止の申し出がありましたので、旧慣による公有財産（ため池）の用水使用権を廃止するものです。

# 源太池位置図【1:2500】

